

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年十二月二十四日

中国四国厚生局長

依田泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あけぼの循環器・内科クリニック	広島市東区曙一丁目八番九号KMビル二階 A室	令和八・一・一

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 十一月二十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鼠径ヘルニア日帰り手術広島アルプスクリニック	広島市東区二葉の里三丁目五番七一二〇六号 GRANODE広島二階	令和 七・一二・一
たなべ内科クリニック	呉市広本町二丁目一四番三八一一号	
あをうめクリニック	福山市野上町三一一二九	
占部産婦人科	東広島市西条町助実一一七二一番地	

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 十一月二十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ブブレひまわり薬局 福山坪生店	福山市坪生町五丁目一六番三五号	令和 八・一・一

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 十一月二十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中本薬局	吳市本通五丁目一番二八号	令和 七・一二・一
森川薬局青葉台店	廿日市市福面二丁目二一―三	